

教科専門科目の見直しに伴う変更届 の提出等について

- 2023.10.3
令和5年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 教科専門科目の見直しに伴う変更届の提出について
2. 特別支援教育コアカリキュラム策定に伴う変更届の提出について
3. 令和7年度課程認定申請のスケジュール(予定)
4. 令和4年度課程認定申請資料等の公表について



1. 教科専門科目の見直しに伴う変更届の提出について



1. 教科専門科目の見直しに伴う変更届の提出について

○科目見直しは令和6年度より施行されるため、対象となる教職課程は、今年度中に変更届を提出する必要あり。(令和6年度入学生より適用。)※在学者は経過措置あり

①対象となる教職課程

- 中学校(理科、技術、家庭)、高校(理科、情報、家庭) ※専修免は対応不要

②提出期限

令和6年2月29日(木)

③提出様式

10月中に事務連絡にて周知(HPでも提出様式を掲載)

- 通常の変更届と一部様式は異なるが、提出資料自体に変更はない見込(シラバス等の提出は不要)。

④備考

- 令和5年度以前の入学生に適用する場合も同様に変更届で手続を行うことが可能。
- 現在、令和6年度開設予定の課程認定申請を行っている学科等については、文部科学大臣による認定後、別途連絡を行う。
- 令和7年度開設の「教職課程認定審査の確認事項1(1)③・④に基づく変更届」については、現行の科目区分で提出すること。
→上記提出期限までに新科目区分に対応した変更届の提出が必要
- 令和4年度に「教職課程認定審査の確認事項1(1)③・④に基づく変更届」を提出し、認められた学科等についても上記提出期限までに変更届を提出すること(過去の審査資料等の差し替えは不要)。

1. 教科専門科目の見直しに伴う変更届の提出について

中学校一種(理科)変更届(イメージ)

新(令和6年度)

旧(令和5年度)

関 連 す る 専 門 的 に 関 与 す	関 連 す る 専 門 的 に 関 与 す	新(令和6年度)					旧(令和5年度)					変更内容
		科目	単位数	学級	教員	備考	科目	単位数	学級	教員	備考	
指 導 的 に 関 与 す	生物学	生物学概論 I	2	高(理科)	同	〇〇〇〇准教授	生物学概論 I	2	高(理科)	同	〇〇〇〇准教授	名称変更
		生物学概論 II	2				生物学概論 II	2				
指 導 的 に 関 与 す	地学	地学概論 I	2	高(理科)	同	〇〇〇〇助教	地学概論 I	2	高(理科)	同	〇〇〇〇助教	履修方法変更 履修方法変更
		地学概論 II	2	高(理科)	同	(〇〇〇〇准教授) (〇〇〇〇准教授)	地学概論 II	2	高(理科)	同	(〇〇〇〇准教授) (〇〇〇〇准教授)	
指 導 的 に 関 与 す	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	物理学実験 I	1	高(理科)	同	××××講師	物理学実験 I	1	高(理科)	同	××××助教	単位数変更 職位変更
		化学実験 I	1	高(理科)	同	□□□□講師	化学実験 I	1	高(理科)	同	△△△△助教	専任教員変更
		生物学実験 I	1	高(理科)	同		生物学実験 I	1	高(理科)	同		
		地学実験 I	1	高(理科)	同	(××××講師) (××××講師)	地学実験 I	1	高(理科)	同	××××助教	職位変更 職位変更
			1					1				

1. 教科専門科目の見直しに伴う変更届の提出について

大学から寄せられた問い合わせ(その1)

<質問①>

教科専門科目の科目区分の見直し(技術・家庭・理科・情報)に伴い、現在の授業科目の名称を変更する必要があるか。

(例:授業科目名の「化学実験(コンピュータ活用を含む。)」を「化学実験」に変更)

<回答>

今回の科目区分の見直しは、新たな内容を追加するものではなく、原則、科目区分の統合や削除等であるため、必ずしも授業科目の名称を変更する必要はない。

ただし、統合等があった科目区分で、改正後の科目区分に沿って授業内容の見直しを行う場合、その内容を扱っていることが分かるような授業科目の名称にすることが求められる。

例えば、中学校技術の科目区分では、「機械(実習を含む。)」と「電気(実習を含む。)」から「機械・電気(実習を含む。)」に改正されているが、旧課程で「機械(実習を含む。)」に配置されている授業科目において、新課程では授業内容の見直しにより、「電気」の内容も扱う授業に変更するのであれば、2つの内容を扱っていることが分かる授業科目名にすることが求められる。

1. 教科専門科目の見直しに伴う変更届の提出について

大学から寄せられた問い合わせ(その2)

<質問②>

新しい科目区分に対応した科目の開設や、内容の変更は行うべきか。

<回答>

改正後の科目区分に一致するような現行の授業科目の見直しや新設を行う必要はなく、現行の課程における授業科目を改正後の科目区分に合うように配置しても問題ない。

<質問③>

中学校理科について、新しい科目区分では4つの分野(物理・化学・生物・地学)の実験科目が1つにまとめられることになる。1つの授業科目で4つの実験科目について一般的包括的内容を含んだものでも問題ないか。

<回答>

1つの授業科目で4つの実験科目の一般的包括的な内容を含んだ授業科目でも免許法施行規則上問題はない。

ただし、高校理科の教職課程でも4つの実験科目を1つの授業科目を共通開設する場合、単位数によっては免許法施行規則第4条表備考第2号の「教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得する」ことにならないことがあるため、高校理科の教職課程において1つの分野の実験科目で1単位以上修得できるような授業科目を配置するなどの対応が必要であることに留意すること。

<質問④>

旧課程において「家庭電気・家庭機械・情報処理」で開講されていた授業科目を新課程において「大学が独自に設定する科目」に設定しても問題ないか。

<回答>

問題ないが、その際は「大学が独自に設定する科目」に関する変更届も提出すること。

2. 特別支援教育コアカリキュラム策定に伴う 変更届の提出について

2. 特別支援教育コアカリキュラム策定に伴う変更届の提出について

○「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定したことに伴い、特別支援教育の教職課程を持つ全ての学科等は令和6年1月末までに変更届を提出する必要あり(令和4年10月3日事務連絡)。

<参考> 令和4年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会(令和4年9月8日開催)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1395208_00002.htm

【変更届提出様式】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_2.htm

○9月25日に変更届対応状況調査をメールにて送付済。必ず回答すること(〆切:10月6日)。

※特別支援教育の教職課程を置いているが、メールが来ていない大学があれば速やかに連絡すること。

3. 令和7年度課程認定申請のスケジュール (予定)



3. 課程認定の申請に向けてのスケジュール(予定)

①事前相談

申請を予定している大学は、必ず事前相談を行うよう、お願いします。

- 事前相談期間: 令和6年1月中旬から3月上旬(土日祝日又は休日を除く)
※例年申請書提出〆切前は非常に混むので、早めに相談を行うこと。
- 資料提出期限: 相談日の1週間前
- 提出書類: 様式第2号、様式第7号ア及びウ、学則、特例に関する必要性等(「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例」や「専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例」による申請を行う場合)その他準備ができている課程認定申請書類
※教員の研究業績は足りているか、学科等の目的・性格と申請する免許状との相当関係は問題ないか、「強みや専門性」は妥当か等の課程認定委員会での専門的審議に係る内容については回答できないので、大学内で判断した上で相談を行うこと。

②資料提出

申請書提出期間: 令和6年3月中旬

- ※資料提出の際、チェックリストやQ&Aを参照の上、資料上に誤りがないか確認すること。特に様式第2号及び第4号は間違いが多いので、大学内でしっかりと確認すること。
- ※様式は文部科学省ホームページに掲載している最新のものを用いること。

3. 課程認定の申請に向けてのスケジュール(予定)

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する資料(イメージ)

様式第〇号 (特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する資料) ←

①特例による認定を受けようとする課程の設置主旨←

(特例による認定を受けようとする課程が地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか、学位プログラムと強みや専門性との関連性について記載) ←

←

←

←

②身に付ける強みや専門性に係る活動等←

(身に付ける強みや専門性に係る活動等の具体的内容、当該内容が一種免許状の教職課程を履修することとの両立が困難であること及び当該強みや専門性が認定を受けようとする二種免許状を取得しようとする者に対してどういった相乗効果が期待できるか記載) ←

←

←

←

③身に付ける強みや専門性に係る活動等や二種免許状の教職課程との両立について←

(強みや専門性を身に付ける活動等を十分に行いながら二種免許状を取得する際に無理のない教育課程になっているか、当該教職課程の科目開設上の工夫及び履修の指導体制について記載) ←

←

←

←

←

←

※新様式として「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点」を踏まえた資料と具体的な履修カリキュラムの提出を求める予定

※「専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に関する特例」については、科目開設上の工夫や履修指導の体制等について説明を求める予定

4. 令和4年度課程認定申請資料等の公表 について

4. 令和4年度課程認定申請資料等の公表について

- 令和5年度申請(令和4年度審査)の申請書について様式第4号(教員の履歴書及び教育研究業績書)を除き、HPに掲載しているため、今後の課程認定を申請する際は参考にすること。

※教育研究実施組織(教員組織)の課程認定委員会による意見内容は掲載していないが、意見件数は議事録から確認可能。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/mext_02181.html

(参考)教職課程認定審査運営内規(抄)

6 会議の議事要旨等の公開

議事要旨、審査の経過及び結果並びに教職課程認定の申請書については、当該議事に係る認定手続が全て終了した後に公開する(教員個人に関する議事及び資料を除く)。